

令和4年2月1日

事業者
安全衛生管理担当者) 様
労務管理担当者

(一社) 山梨県労働基準協会連合会

各種講習会開催(令和4年2月~令和4年4月分)のご案内

日頃より当連合会及び労働基準協会の運営にご協力を賜りお礼申し上げます。

令和4年2月中旬~令和4年4月までの各種講習会の開催予定をご案内しますので、日程調整の上、必要な資格・教育等について積極的な申し込みをお願いします。

新型コロナウイルスのオミクロン株が猛威を振るっていますが、各種講習会は感染防止対策を強化した上で、開催をしていきます。

強化対策:

- ・従来の受付時のチェックリストの提出、検温の実施、消毒用アルコールの多数配置
- ・不織布マスクの使用の徹底(不織布マスクでない場合の当会での不織布マスクの配付)

に加えて

①受講者全員に当会にてN95規格マスクの配付、受講中の着用

(重松製作所製 DD02-N95-2K:医療機関において感染防止対策用のマスクとして使用されているもの)

②一部講習会においては、フェイスガード、使い捨て手袋の配付、使用

③会場施設の喫煙所の使用禁止(施設内での禁煙)

④来場に当たっては、原則として乗り合わせ禁止

⑤会場内で食事をする場合の黙食の徹底

⑥マイカーに戻り食事をする場合の乗り合せ食事の厳禁等

協力要請です。
事業場においても受講者に協力を要請・指導してください

2月17日(木)~18日(金)

特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習

受け付け開始の翌日には定員に達しました。

2月21日(月)~22日(火)

産業用ロボット特別教育(学科)

席に余裕があります。

2月24日(木)~25日(金)

有機溶剤作業主任者講習

席に余裕があります。

3月1日(火)

研削といし交換にかかる特別教育(自由研削)

3月2日(水)~3日(木)

職長等教育

定員を減らして実施します。



3月8日（火）～9日（水）

特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習

HP掲載状況を随時確認して、早期に申込みを！

3月15日（火）～16日（水）

衛生管理者受験準備講習（第一種・第二種）

※ 各講習会において受講者が10人以下となった場合には、中止することがあります

令和4年度の予定

4月13日（水）

新入者安全衛生教育（第1回目）

法令上、新規採用者に対しては雇入れ時の安全衛生教育が必要となります。

この講習会では、新社会人となった方（入社0～2年程度）を中心に実施しています。

（中途採用も可）

令和4年度は、2回開催します。第2回目は5月25日（水）に実施します。（内容は同一です）
多くの新入者がいる場合には、振り分けてください。

4月14日（木）～15日（金）

有機溶剤作業主任者講習

4月20日（水）～21日（木）

安全管理者選任時研修

新年度の人事異動等で安全管理者が代わる場合には、安全管理者となる資格を取得するため、受講が必要になります。

対象は、製造業、鉱業、建設業、運送業、卸・小売業（一部除外あり）、通信業、旅館業、ゴルフ場業、清掃業で労働者が50名以上いる事業場です。

4月25日（月）～26日（火）

安全衛生推進者養成講習

上記同様、人事異動等により安全衛生推進者に異動があり、新たな方を選任する場合には、受講が必要になります。

対象は、上記の安全管理者の選任を要する業種に該当し労働者が10人以上50人未満の事業場です。

4月27日（水）～28日（木）

職長等教育

法令上、新たに職長や職場の指導者（リーダー）となった者が受講する必要があります。

グループ討議等も行い、幅広く職場リーダーの養成を行います。

対象は、製造業（食料品製造、繊維工業、衣服等製造業、紙加工業、印刷・製本業等を除く）、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業です。

新型コロナウイルスの感染防止対策を上記のように講じた上で、講習会を実施していく予定ですが、県等からの指導により会場が使用不能になった場合等には、急遽開催中止とすることがあります。

令和4年3月分の講習会等の申込用紙のHP掲載は2月7日（月）PMの予定です。

令和4年度の予定についても近日中に公開します。

特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習 今年度は、残すは1回！！

3月までに資格者を養成し、選任することが大原則！！

法改正によりアーク溶接のヒュームが、特定化学物質に該当することになりました。これにより、工場内、現場にてアーク溶接を行う場合には、一定の管理が求められるとともに、令和4年4月から、作業主任者の選任が必要になっていきます。

製造業のみならず、各種メンテナンス等でアーク溶接を行う場合は、特化則に基づく管理が必要になってきます。

3月末までの講習会は、残すところ1回となりました。

4月以降も講習会は開催していきますが、3月まで資格者を養成し、作業現場に作業主任者を選任しその業務を行わせることが必要です。

この機に積極的に受講されるようお勧めします。

建設業関係及び溶接業関係の皆様へ

建設現場等で請負業者がアーク溶接作業を行う場合において、上記のとおり、作業主任者の選任が必要になります。この場合、元請け現場代理人等が作業主任者に選任されたとしても、実質的に作業主任者の職務が行えないため、実際に作業をする請負業者の中から作業主任者を選任しなければ法律の要件を備えることにはなりません。（作業方法の決定・指揮、保護具の使用状況の監視等が作業主任者の職務であり、元請けの者ではその職務が行えない。）

これまでの受講状況からは、本当に必要な（溶接作業を行う）請負業者における受講が少ないと思われる状況にあります。

実際に溶接業務を行う請負業者において、資格の取得及び選任が必要になりますので、作業者の健康確保、法律への対応のため、早期に資格取得に取り組みましょう。